



建設業の労働災害防止対策等について

2025 労務安全トップセミナー



東京労働局労働基準部安全課
Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

本日の内容

- 労働災害発生状況について
- 最近の法改正について

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

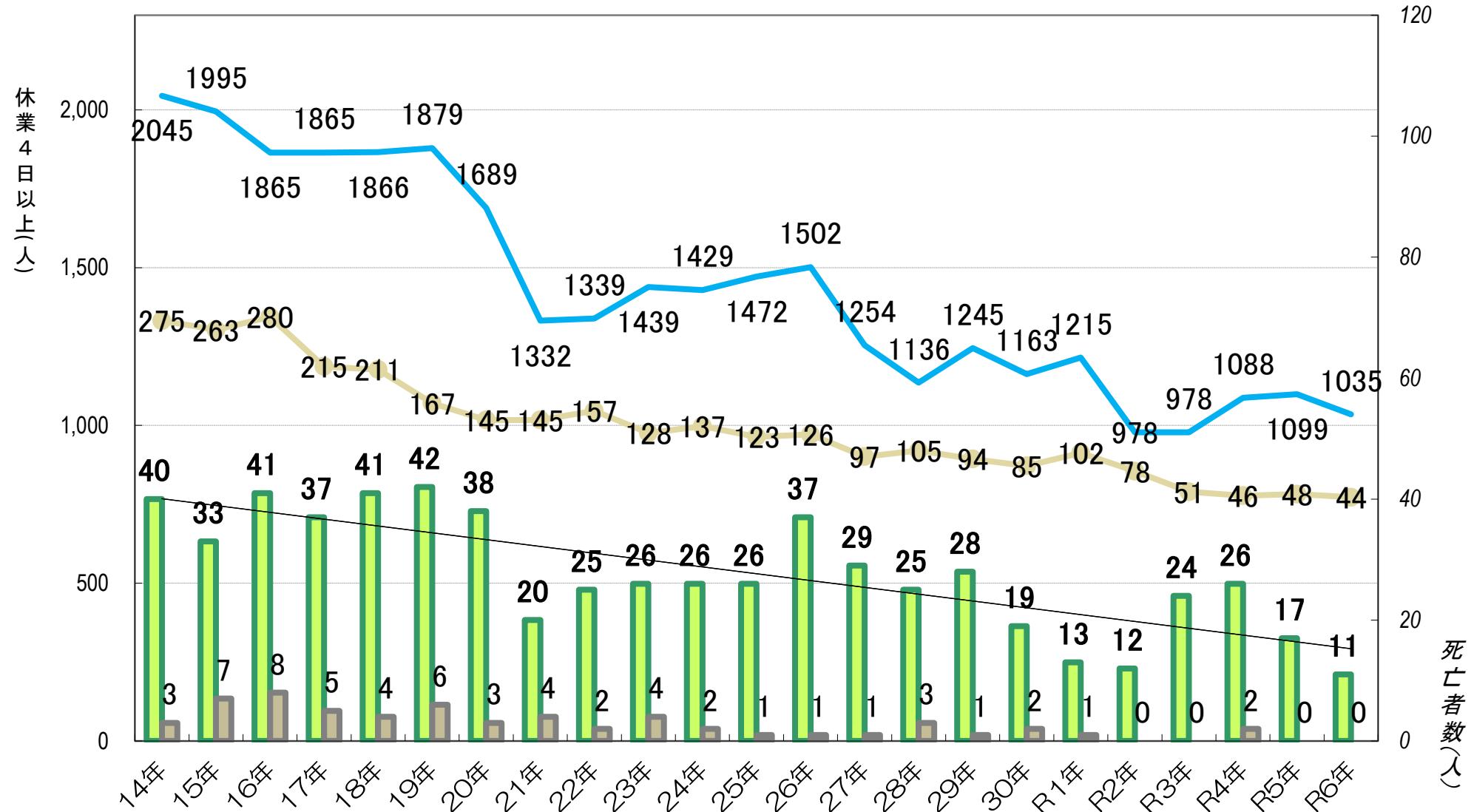
労働災害発生状況について

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

建設業における 東京労働局管内の労働災害の推移

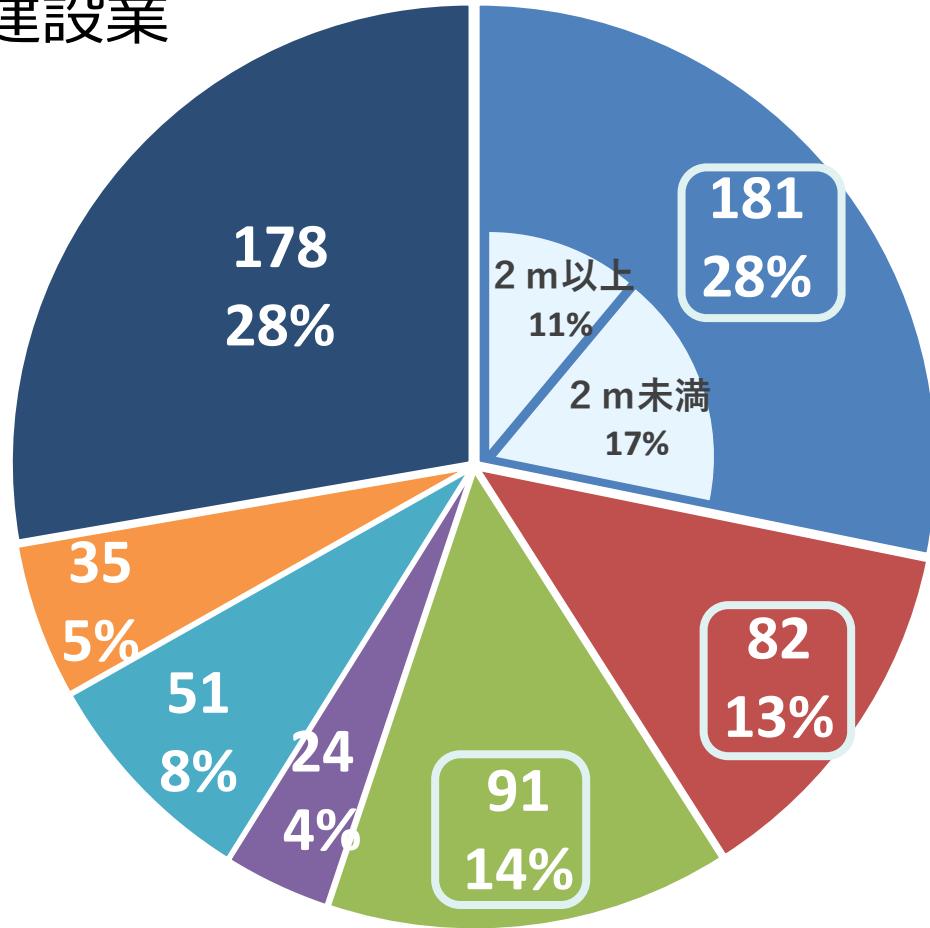


令和7年 事故の型別死傷災害【東京労働局管内、建設業】 (令和7年9月末現在)

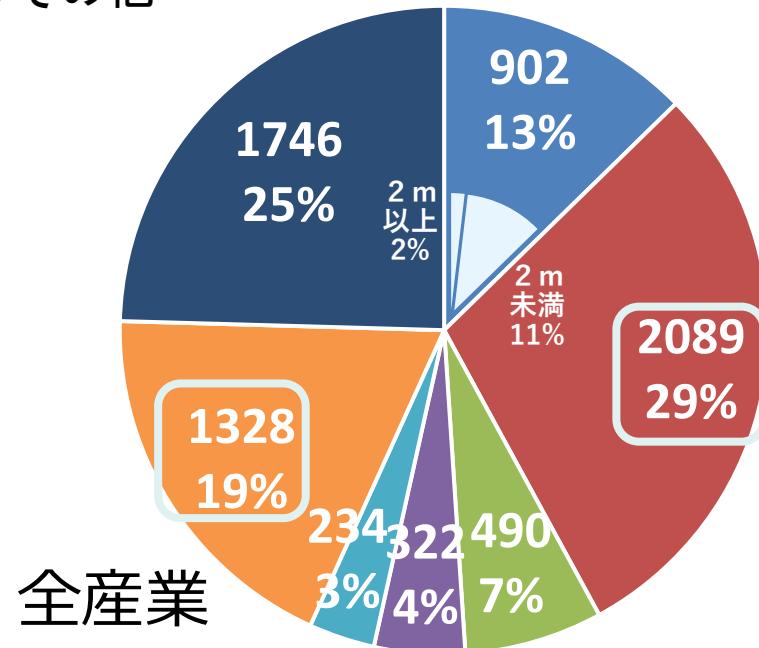
5

事故の型別災害発生状況

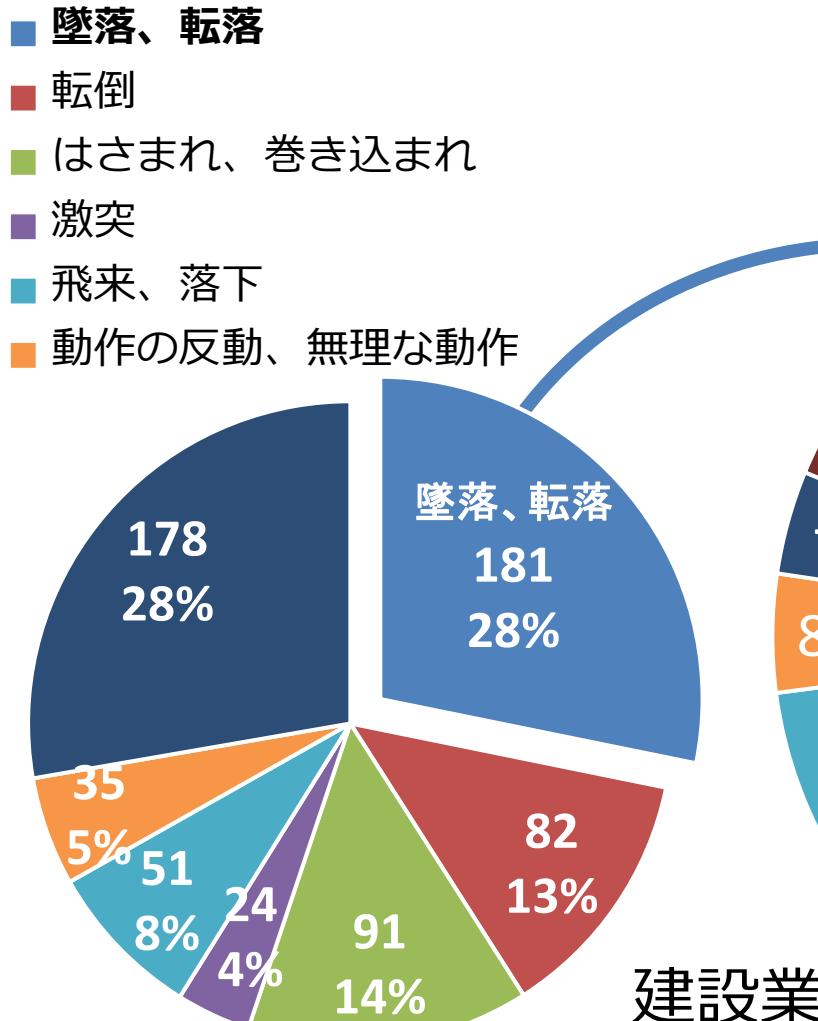
建設業



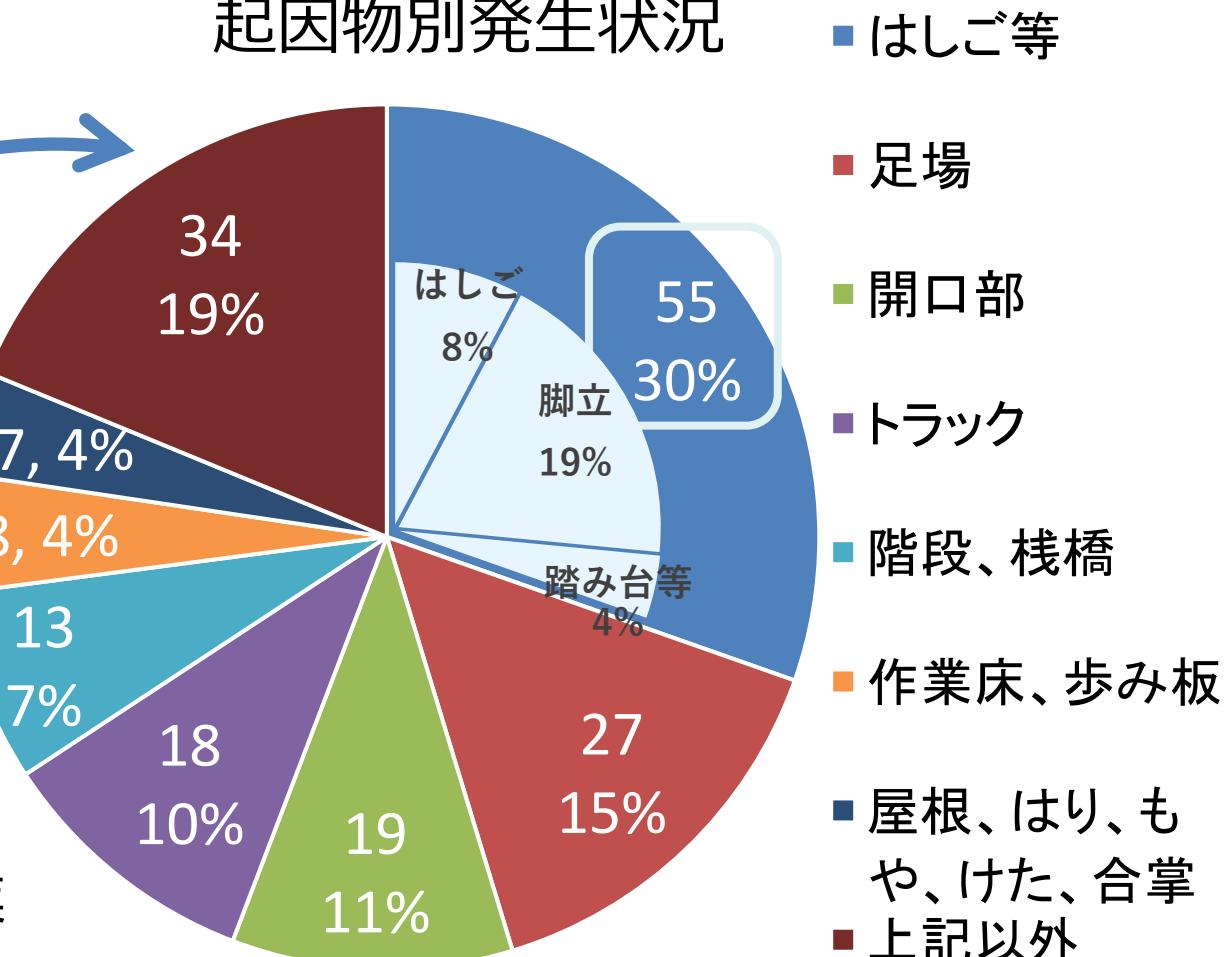
- 墜落、転落
- 転倒
- はざまれ、巻き込まれ
- 激突
- 飛来、落下
- 動作の反動、無理な動作
- その他



起因物別死傷災害【建設業】



墜落・転落災害における起因物別発生状況



はしごを使う前に

はしごを使う時は、次のチェックリストを使って、作業現場の点検をしてください。
あなたやあなたと一緒に働く仲間を守るため、すべてにチェックがついた状態にな
なってから、作業を始めましょう。

作業前 8 のチェック！！

(作業前点検リスト)

年 月 日

天気 (晴・曇・雨・雪)

現場名

確認担当者名

- はしごの上部・下部の固定状況を確認している
- (はしごをボルトで取付けている場合) ボルトが緩んだり腐食したりしていない
- はしごの上端を、上端床から60cm以上突出している
- はしごの立て掛け角度は、75度程度となっている
- はしごの踏みさんに、明らかな傷みはない
- はしごの足元に、滑り止め (転位防止措置) がある
- 靴は脱げにくく、滑りにくい
- ヘルメットを着用し、あごひもを締めている

※既設はしごを使うときも、チェックしましょう

「労働安全衛生規則」で定められている事項

移動はしご (安衛則第527条)

- 1 丈夫な構造
- 2 材料は著しい損傷、腐食等がない
- 3 幅は30cm以上
- 4 すべり止め措置の取付その他転位を防止するための必要な措置



出典:「シリーズ・ここが危ない
高所作業」(中央労働災害防止協会編)

「はしごや脚立からの墜落・転落災害をなくしましょ！」
(リーフレット) も確認してください。⇒⇒⇒



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

(R3. 3)

脚立を使う前に

脚立を使う時は、次のチェックリストを使って、作業現場の点検をしてください。
あなたやあなたと一緒に働く仲間を守るため、すべてにチェックがついた状態にな
なってから、作業を始めましょう！

作業前 10 のチェック！！

(作業前点検リスト)

年 月 日

天気 (晴・曇・雨・雪)

現場名

確認担当者名

- 脚立は安定した場所に設置している
- 開き止めに確実にロックをかけた
- ねじ、ピンの緩み、脱落、踏みさんの明らかな傷みはない
- ヘルメットを着用し、あごひもを締めている
- 靴は脱げにくく、滑りにくいものを履いている
- 身体を天板や踏みさんに当て、身体を安定させる
- 天板上や天板をまたいで作業をしない
- 作業は2段目以下の踏みさんを使用する
(3段目以下がよりよい)
- 作業は頭の真上でしない
- 荷物を持って昇降しない

「労働安全衛生規則」で定められている事項

脚立 (安衛則第528条)

- 1 丈夫な構造
- 2 材料は著しい損傷、腐食等がない
- 3 脚と水平面との角度を75度以下とし、折りたたみ式のものは、角度を確実に保つための金具等を整える
- 4 踏み面は作業を安全に行うため必要な面積を有する



高さ 2m 以上の作業時は、墜落防止用器具の使用も必要です！

「はしごや脚立からの墜落・転落災害をなくしましょ！」
(リーフレット) も確認してください。⇒⇒⇒

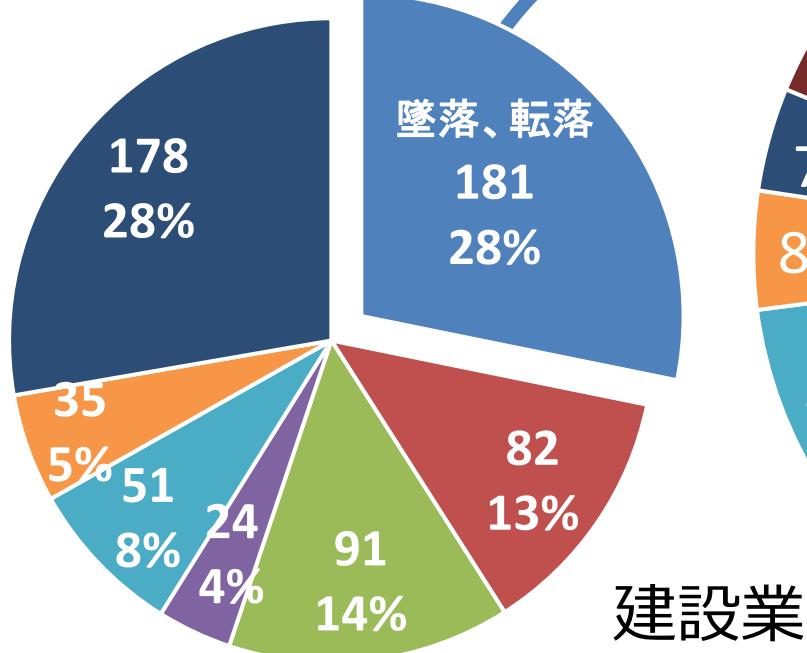


厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

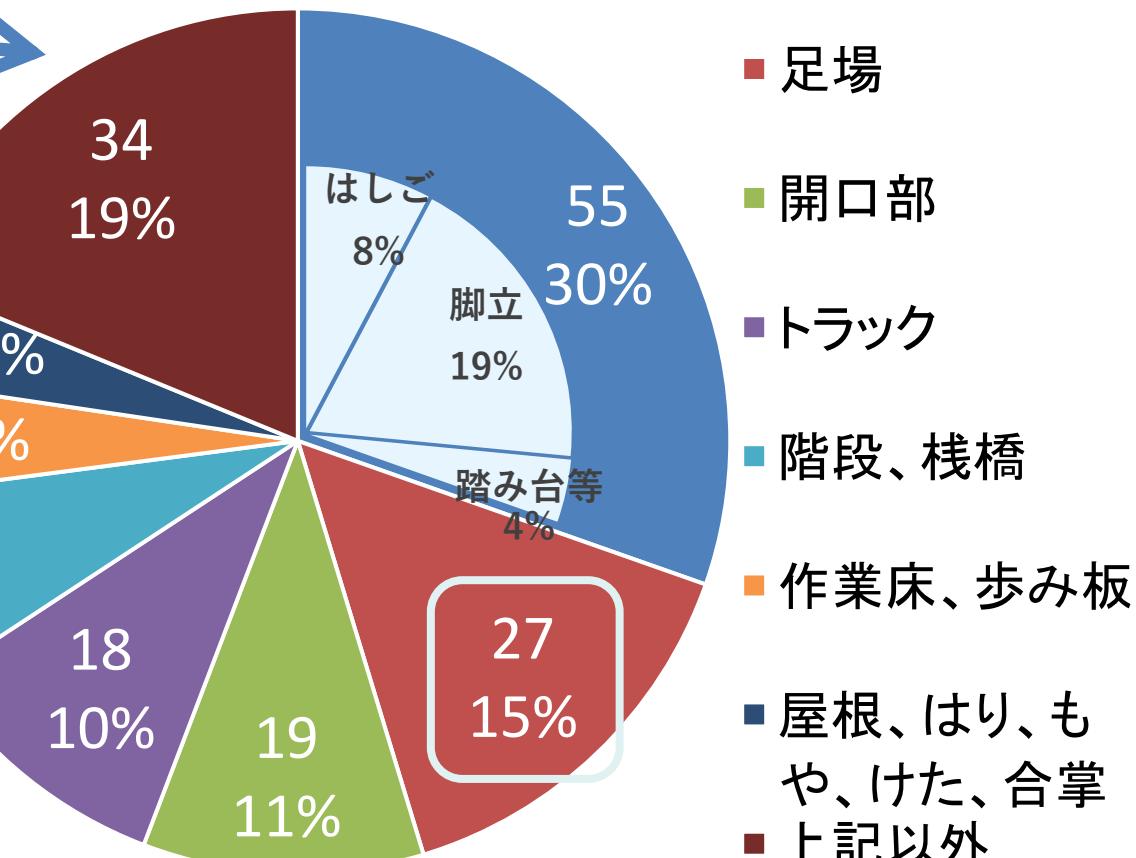
(R3. 3)

起因物別死傷災害【建設業】

- 墜落、転落
- 転倒
- はさまれ、巻き込まれ
- 激突
- 飛来、落下
- 動作の反動、無理な動作



墜落・転落災害における起因物別発生状況



足場の組立て等の作業段階

元方事業者・足場の設置業者が留意すべきこと

(1) 作業手順に基づく作業の徹底について

- ・足場の設置計画に応じ、具体的な「作業手順」を定め、労働者に周知するとともに、「作業手順」に基づく安全な作業を徹底してください。

作業手順に含めるべき事項

- ・組立て、解体又は変更の時期、範囲及び順序
- ・設置する足場の種類に応じた組立方法 等

作業進行によって発生する問題点や現場の実情を踏まえ、必要に応じて見直しましょう！

(2) 「作業主任者」等の職務について

- ・高さ5m以上の足場の組立て等の作業に当たっては、必要な資格を有する者の中から「作業主任者」を選任し、職務を適切に行わせてください。また、高さ5mに満たない足場の組立て等の作業に当たっても「作業指揮者」を指名し、「作業主任者」の職務に準じた事項を行わせてください。
- ・新しい技術や様々な機材に対応できるよう、「作業主任者」には定期的に「足場の組立て等作業主任者能力向上教育」を受講させるよう努めてください。

安全帯を着用していたにも関わらず使用していなかったために墜落

安全帯の使用状況の監視を！

特に徹底が必要



安全帯の点検 ※7

安全帯の破断により墜落を食い止められなかった

安全帯の機能の点検を！

(3) 安全帯の使用について

- ・安全帯を使用する場合には、適切な安全帯取付設備を設置してください。
- ・足場の最上層で組立て作業を行う際には、あらかじめ安全帯取付設備を設置してください。

安全帯を使用していたが掛け替え時に墜落

足場の組立て等作業時は「安全帯の二丁掛け」を基本に！



墜落時の衝撃緩和のため、「ハーネス型安全帯」の採用を！

(4) 「手すり先行工法」について

- ・「手すり先行工法等に関するガイドライン」に基づく作業を徹底して下さい。
- ・「手すり先行工法」を採用した場合であっても、妻側や軸側からの墜落を防止するため、安全帯を併用してください。

(5) 足場の点検について

- ・足場が計画どおりに設置されていることを確認することは、完成した足場上で安全に作業を行うために必要不可欠な事項です。
- ・十分な知識・経験を有する点検実施者により、足場の種類に応じたチェックリストを作成し、必要な事項についてもれなく点検してください。

「点検実施者」として望ましい者

「足場の組立て等作業主任者能力向上教育」修了者等十分な知識・経験を有する者

①「点検で異常を認めた際の補修等」

②「点検結果の記録・保存」についても忘れない！

足場上で作業を行う段階

元方事業者、足場の設置業者以外の事業者が留意すべきこと

(1) 作業計画の作成について

- ・足場上で作業の実施に当たっては、「作業計画」を作成し、これに基づく作業を徹底してください。

作業計画に含めるべき事項

- ・足場での作業箇所や作業範囲
- ・作業に伴う手すり等の取外しの有無及びその際の方法
- ・取り外した手すり等の復旧等に関する内容 等

「手すり等の取外し」や、「身を乗り出しての作業」を行わないで済むような作業方法を検討しましょう！

次のような場合は、責任者への報告を徹底してください

- ①不安全行動や無理な姿勢となることが想定される場合
- ②作業計画では想定していなかった手すり等の取外しを行う場合

労働者個人の判断で行わせないよう徹底を！

壁面防止措置取外し作業中

関係労働者以外

立入禁止

立入禁止表示の例

(3) 安全帯の使用について

- ・労働者に安全帯を使用させる場合は、足場の組立て等の作業段階時に準じた対策（5ページの（3））を行ってください。

(4) 足場の点検について

- ・日々の作業開始前には、手すり等の点検及び補修を実施してください。

その他の留意事項

元方事業者・足場設置業者以外の事業者が留意すべきこと

(1) 安全衛生教育等の実施について

- ・雇入れ時教育や新規入場者教育、朝礼時のミーティング等の場において、本リーフレット等を活用し、安衛則に基づく措置の効果やその必要性、不安全行動等による問題点について、労働者の理解を深めましょう。

足場からの墜落・転落災害の9割以上は、安衛則に基づく措置が不十分な足場で発生

安衛則に基づく措置が適切な足場で発生した災害のほとんどは、「不安全行動」等が原因

(2) 足場の作業床の整理整頓について

- ・足場の作業床が常に有効な状態となるよう、資材や工具の整理整頓に努めましょう。

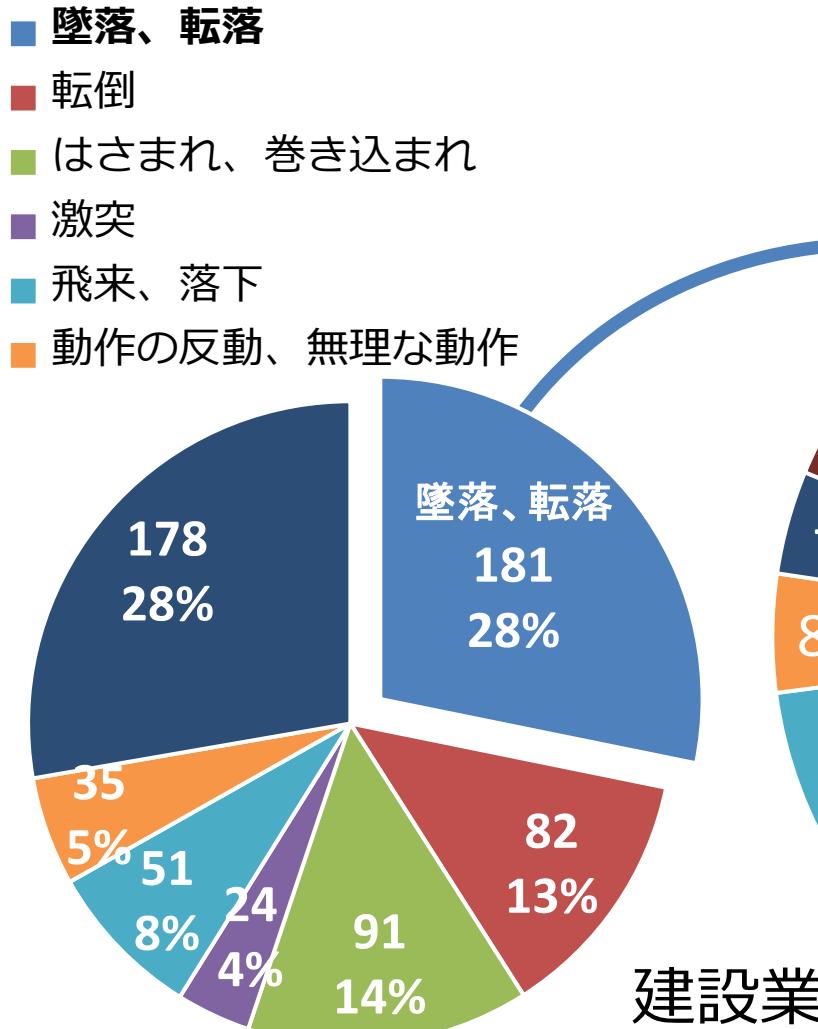
足場上に放置された資材や工具での「つまづき」が墜落につながるおそれがある

(3) 労働者の健康管理等について

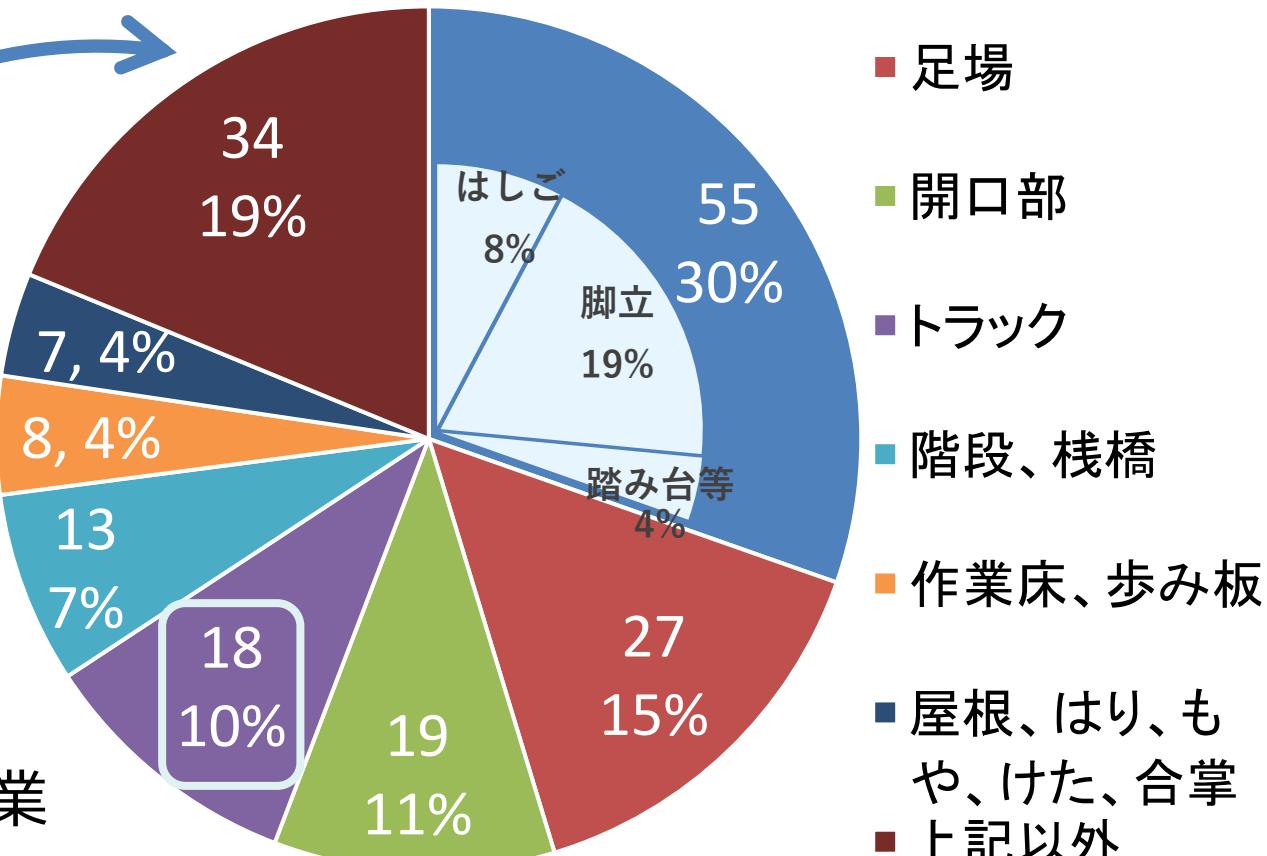
- ・足場上で作業を行う労働者の健康状態の把握に努めましょう。

猛暑による疲労の蓄積や睡眠不足による足元の「ふらつき」が墜落につながるおそれがある

起因物別死傷災害【建設業】

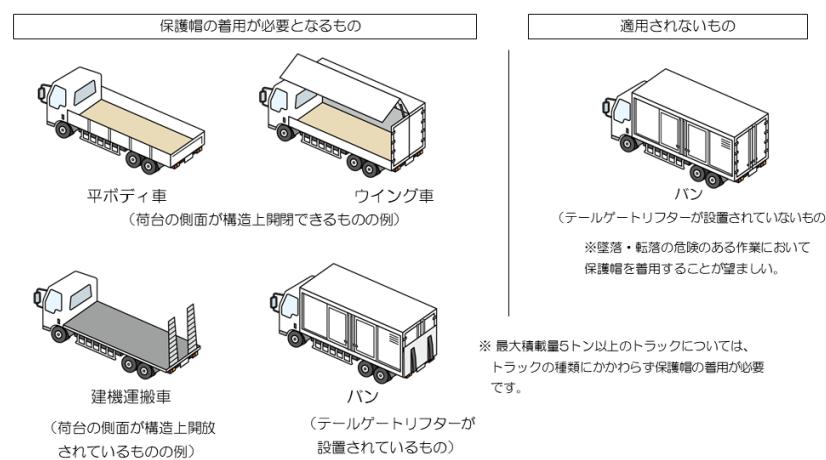


墜落・転落災害における起因物別発生状況



トラックでの荷役作業時における安全対策が強化されます。

新たに保護帽の着用が必要となるトラックの種類（最大積載量2トン以上5トン未満のもの）



改正のあらまし

労働安全衛生規則（以下「安衛則」といいます）が改正され「昇降設備の設置」「保護帽の着用」「テールゲートリフターの操作に係る特別教育」が義務付けられました。

特別教育については令和6年2月から、それ以外の規定は令和5年10月から施行されます。

① 昇降設備の設置及び保護帽の着用が必要な貨物自動車の範囲が拡大されます

これまで最大積載量5トン以上の貨物自動車を対象としておりましたが、新たに最大積載量2トン以上5トン未満の貨物自動車において、荷役作業時の昇降設備の設置及び保護帽の着用が義務づけられます（一部例外あり）。

② テールゲートリフターを使用して荷を積み卸す作業への特別教育が義務化されます

テールゲートリフターの操作者に対し、学科教育4時間、実技教育2時間の安全衛生に係る特別の教育を行うことが必要になります。

③ 運転位置から離れる場合の措置が一部改正されます

運転席から離れてテールゲートリフターを操作する場合において、原動機の停止義務が除外されます。なお、その他の逸走防止措置は引き続き必要です。



1

昇降設備、保護帽の設置義務の範囲が拡大されます

R5.10.1
施行

● 昇降設備について（安衛則第151条の67関係）

荷を積み卸す作業を行うときに、昇降設備の設置義務の対象となる貨物自動車について、最大積載量が5トン以上のものに加え、2トン以上5トン未満のものが追加されます。

「昇降設備」には、踏み台等の可搬式のもののほか、貨物自動車に設置されている昇降用のステップ等が含まれます。なお、昇降用ステップは、できるだけ乗降グリップ等による三点支持等により安全に昇降できる形式のものとするようにしてください。

	2t未満	2t以上5t未満	5t以上	備考
床面から荷の上 又は荷台までの 昇降設備の設置	△	●	○	高さ1.5mを超える箇所で作業を行うときは、安衛則第526条第1項の規定に基づき、原則として昇降設備の設置が義務付けられています。

※荷の積み卸しを伴わない作業については、陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドラインにおいて、昇降設備の設置や墜落・転落の危険のある作業において保護帽を着用することとされています。

【テールゲートリフターをステップとして使用する場合の留意事項】



● 保護帽について（安衛則第151条の74関係）

荷を積み卸す作業を行うときに、労働者に保護帽を着用させる義務の対象となる貨物自動車について、最大積載量が5トン以上のものに加え、以下のものが追加されます。

- 最大積載量が2トン以上5トン未満の貨物自動車であって、荷台の側面が構造上開放されているもの又は構造上開閉できるもの（平ボディ車、ウイング車等）。
- 最大積載量が2トン以上5トン未満の貨物自動車であって、テールゲートリフターが設置されているもの（テールゲートリフターを使用せずに荷を積み卸す作業を行う等の場合は適用されません）。

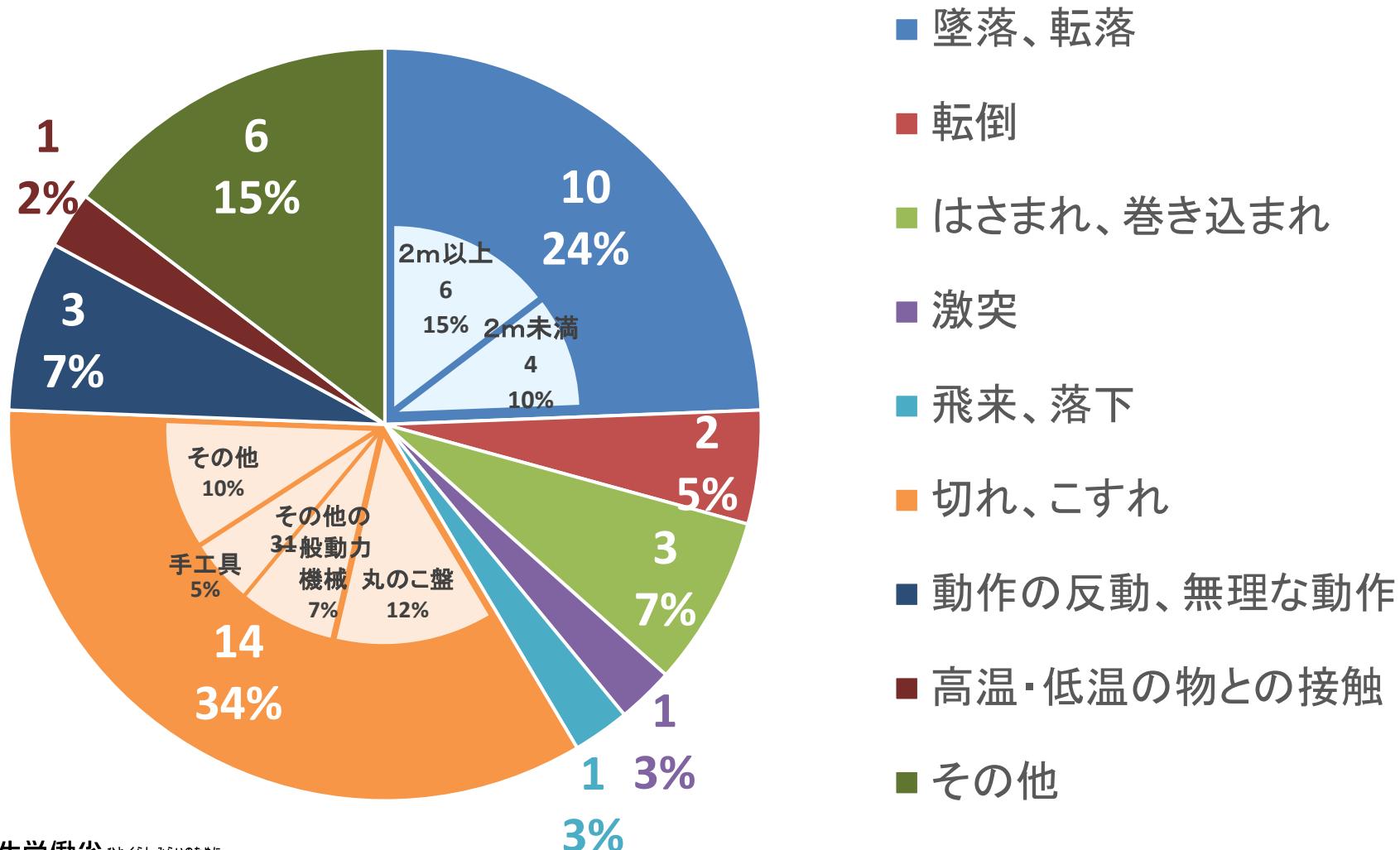
保護帽は、型式検定に合格した「墜落時保護用」のものを使用する必要があります。

	2t未満	2t以上5t未満	5t以上	備考
墜落による危険を 防止するための 保護帽の着用	△	● (上記①②)	○ (上記①②)	高さ2m以上の箇所で作業を行うときは、安衛則第518条の規定に基づき、墜落による危険を防止するための措置を講じる必要があります。

※荷の積み卸しを伴わない作業については、陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドラインにおいて、昇降設備の設置や墜落・転落の危険のある作業において保護帽を着用することとされています。

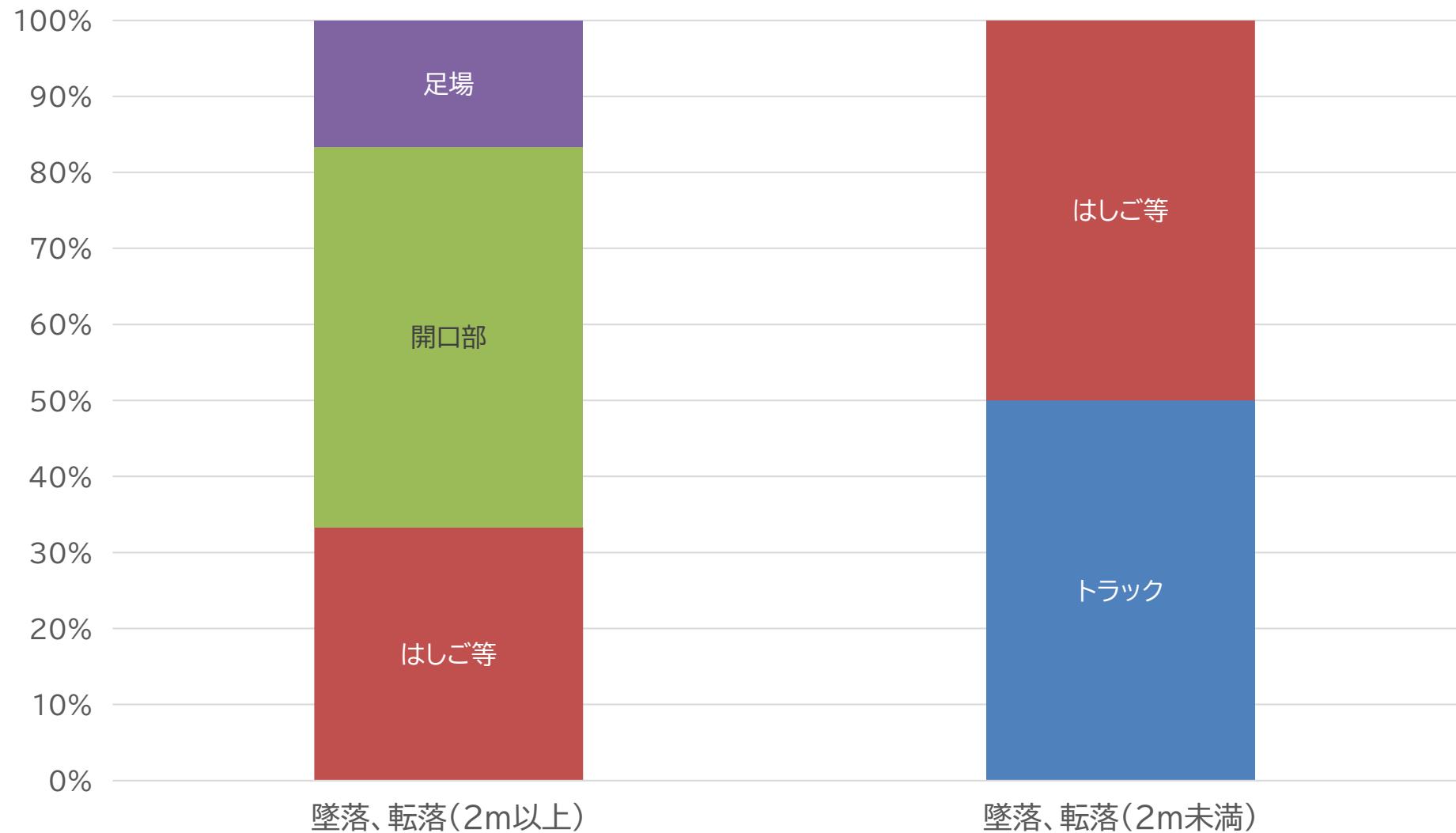
令和7年 事故の型別死傷災害【東京労働局管内、木造家屋建築工事業】 (令和7年10月末日現在)

事故の型別災害発生状況

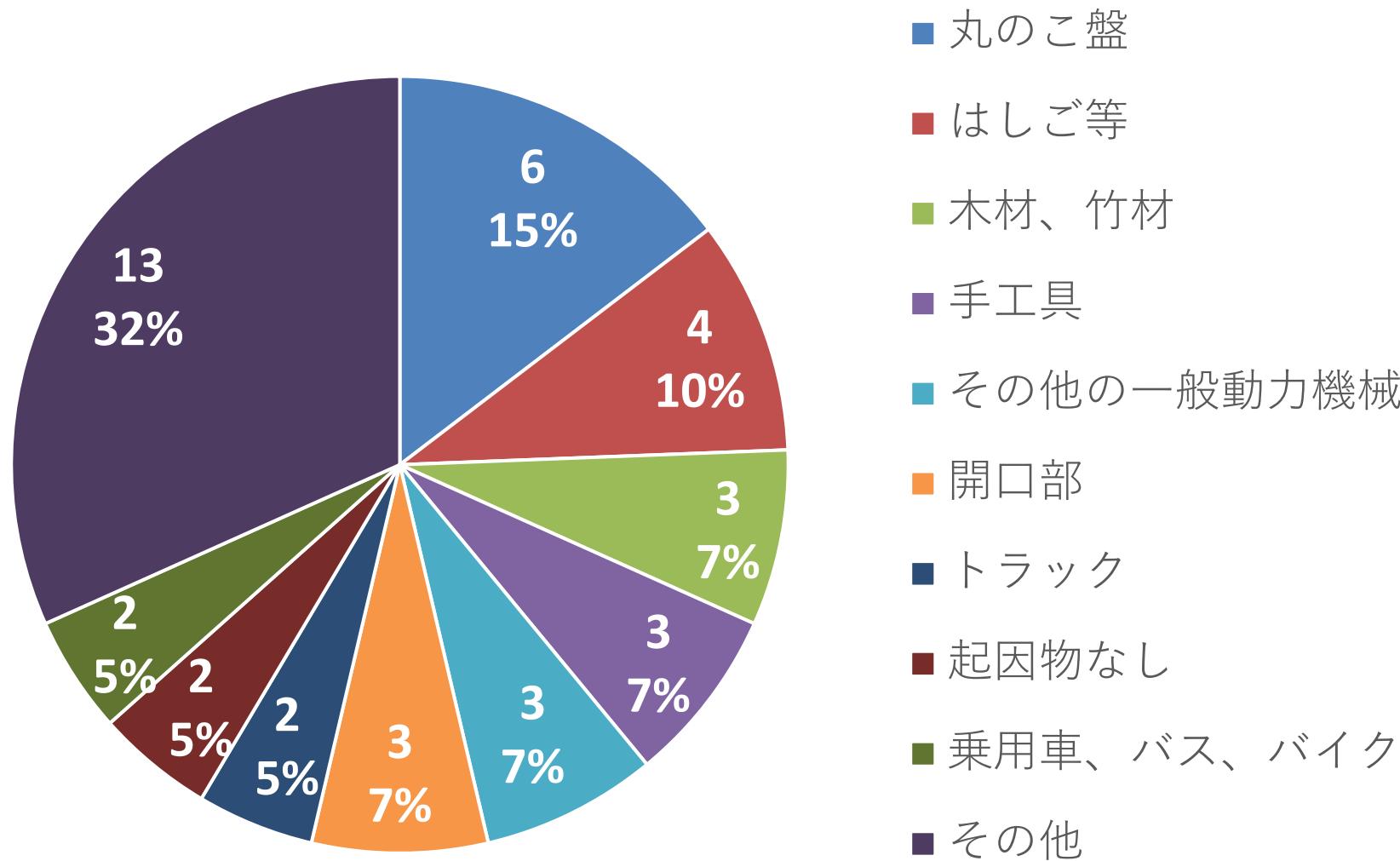


木造家屋建築工事における墜落・転落災害における起因物別発生状況 (令和7年10月末日現在)

13

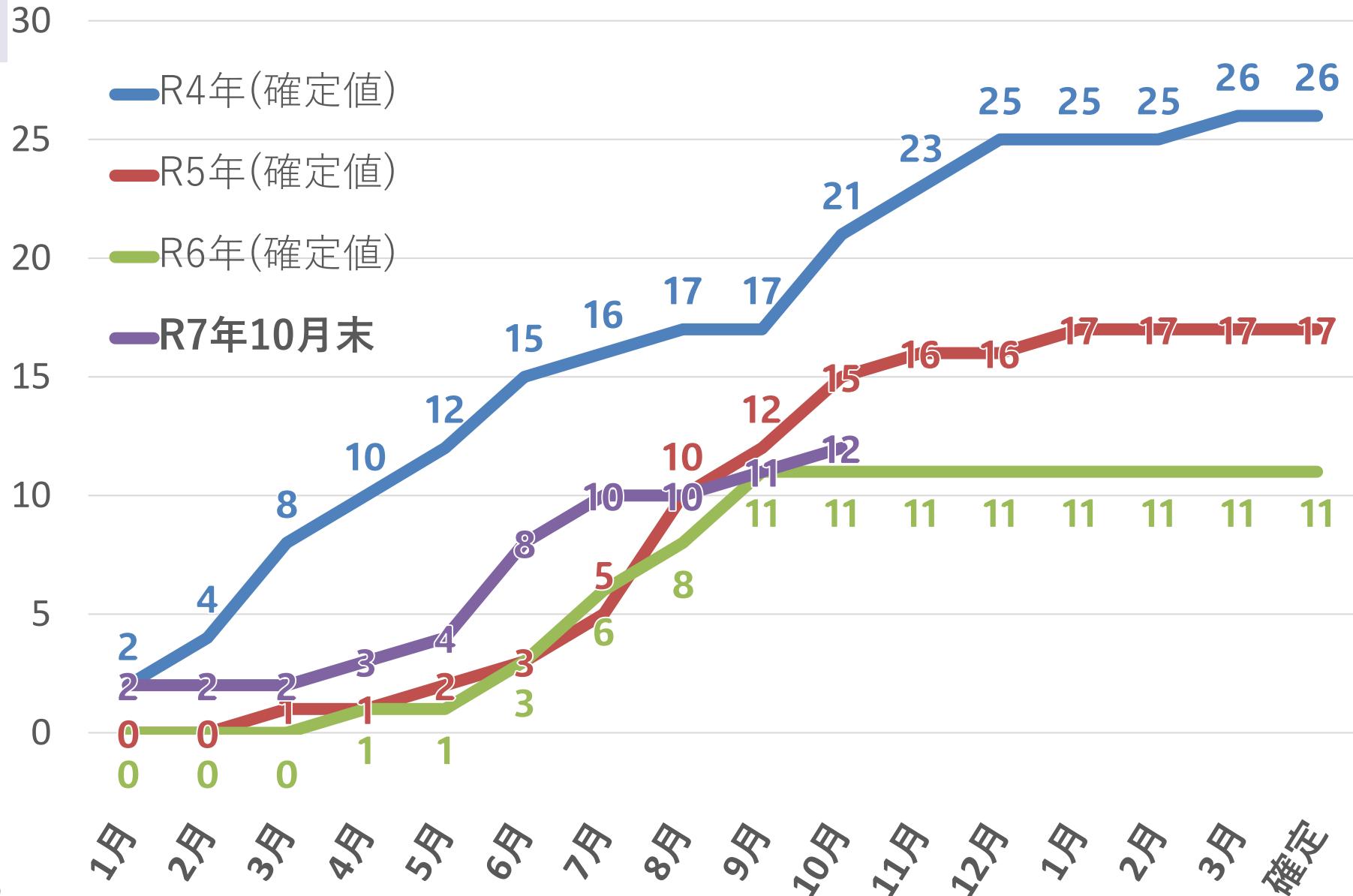


起因物別死傷災害



死亡災害の推移【東京労働局管内、建設業】 (令和7年10月末現在)

15



建設業における労働災害防止対策の徹底について

建設業の死亡災害増加にかかる 東京労働局労働基準部長メッセージ 建設業における労働災害防止対策の徹底について

令和6年の建設業の東京労働局管内における労働災害による死者数は11人で、統計を取り始めて以来、過去最少となり、墜落災害も1件と大幅な減少となったものの、令和7年に入り、5件の墜落災害を含む9件の死亡災害が発生するなど、前年と同じ時期の3件と比べ3倍と、非常に憂慮すべき状況となっています。

また、発生した死亡災害のうち、高所からの墜落等によるものが5件と半数以上を占め、これらは手すりの設置や墜落制止用器具の使用などの措置がなされていないものでした。

いずれの災害においても「基本的な安全対策」や「安全性の検討」が十分になされていなかったものであり、現場全体の「安全意識」や「安全管理能力」の低下が懸念されるところです。

建設現場における労働災害防止対策を推進するためには計画段階におけるリスクアセスメントの実施や労働者への安全衛生教育の徹底が重要です。東京労働局では、建設現場における労働災害防止対策を推進する上で特に留意すべき4つの重点事項（決意表明、管理活性化、高所対策、教育強化）の4つの事項（4K）を展開しています。

つきましては、この4Kや、厚生労働省から毎年示されています建設業の安全衛生対策に係る「留意事項」の実施をはじめとする労働災害の防止に万全を期していただきますようお願ひいたします。

令和7年7月25日

東京労働局
労働基準部長 川又修司



令和7年建設業死亡災害事例

月	業種	職種 年齢 経験	事故の型 起因物	発生状況の概要	
				1月	2月
1	建築工事業	設備機械工 50歳代 30年以上	墜落、転落 エレベータ、リフト	立体駐車場において、地下に向かうため自動車垂直搬送用リフトに乗り下降したが、指定した階で停止しなかったため、緊急停止ボタンを押したところ、リフトが一時停止直後に上昇したため、自動車用パレットに飛び移ろうとしたが、リフトと当該パレットの隙間から墜落したもの。	
4月	建築工事業	その他の作業者 20歳代 1年以上 5年未満	墜落、転落 開口部	エレベーターシャフト開口部付近で、鉄板敷きの準備を行っていたところ、墜落し、死亡したもの。	
			電工 30年以上	電柱工事に伴う電線及び変圧器の移設工事を行うため、貨物自動車の荷台に乗せた工事用変圧器1台を移動式クレーン（ウインチ付き高所作業車）を用いて吊り上げたところ、何らかの理由によりつり荷が落下し、玉掛け作業を行った被災者にあたり、貨物自動車の荷台から墜落したもの。	
			移動式クレーン		
5月	土木工事業	貨物自動車運転者 30歳代 1年以上 5年未満	はざまれ、巻き込まれ 整地・運搬・積込み用機械	建設現場における請負業務として、コンテナ車に積載した産廃（木くず）を廃棄物処理施設へ運搬した被災者が、同施設構内で所定の場所に荷降ろしした後、荷台の扉を開めようとした際に、バック走行してきたトラクター・ショベルによりコンテナ車との間に挟まれ死亡したもの。	
			機械修理工 40歳代 10年以上 20年未満	はざまれ、巻き込まれ その他の食品加工用機械	冷凍機械の不具合を確認するため、稼働させながら点検を行っていたところ、下部の稼働部分とモーターの覆いの間に挟まれ死亡したもの。
			管理者 20歳代 1年未満	墜落、転落 開口部	地下工事中のビルの新築工事現場において、歩道区画用のカラーコーン等を片付ける作業中、作業構台の撤去後に開口部となっていた現場出入口ゲート付近の地面端部において、被災者は約90センチメートル下の箇所にコーンバーを片付けようとしたところ、バランスを崩して約3メートル下の地下スラブ上に墜落し、死亡したもの。
6月	建築工事業	土工 50歳代 30年以上	土工 墜落、転落 開口部	休憩時間中に、被災者が立っていた位置の背後にあった約9m×約7.5mの開口部からその床面まで4.1m墜落したものの。	
			土工 40歳代 10年以上 20年未満	はざまれ、巻き込まれ 掘削用機械	公共歩道の水道管取り替え工事現場において、公道上に貨物自動車2台を縦列駐車させていた際に、後ろ側の貨物自動車が、その後ろで作業を行っていたドラッグショベルに押され前進したことで、同貨物自動車2台の間にいた被災者が、同貨物自動車2台にはざまされたもの。
			とび工 40歳代 1年以上 5年未満	墜落、転落 足場	鉄筋コンクリート造15階建てのマンション新築工事現場において、3名で足場の解体作業を行っていたところ、当該足場の16段目（高さ27m）から墜落したもの。

建設業の労働災害防止対策を 強化しましよう

墜落・転落災害をはじめとした

Ketui 決意表明

墜落等の死亡災害を
発生させない決意表明を
現場所長自らが発信

Kousyo 高所対策

有効な足場等の作業床、
手すりの設置、墜落
制止用器具の使用徹底！
墜落・転落リスクアセスメントの
実施も忘れない

Kanri Kasseika 管理活性化

安全衛生管理活動の
的確な実施と活性化！
(リスクアセスメント)
(KY活動など)

Kyouiku 教育強化

安全衛生教育では
作業手順の遵守確認など

4K

の取組についての確認をお願いします

労働安全衛生のための活動

1. 死亡災害を発生させない旨の決意表明と発信
2. 安全衛生管理活動の的確な実施及び活性化に向けた取組
3. 墜落・転落災害防止対策の徹底
4. 安全衛生意識の向上等を目指した安全衛生教育の徹底

ひと・くらし・みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare



建設業に従事する外国人労働者向け教材

教材について

言語ごとに、共通事項と7つ業務、各業務に5つの作業の教材を掲載しています。従事する業務や作業内容に合わせて、それぞれ選択してご使用いただけます。動画は、クリックすると、受託者のアップしたYouTubeにジャンプします。テキストは、PDFで掲載しています。

外国人労働者に対する安全衛生教育教材作成事業（建設業） 『トンネル推進工業業務、建設機械施工業務及び土工業務』 安全衛生のポイント



①電線の近くで作業をしなはればね

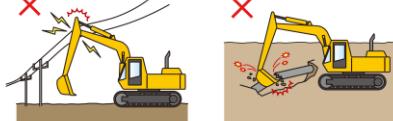
をし、監視員を配置してから作業します。

埋設管のある所では誘導員の合図に従って

を露出させます。

※市街地の水道管、ガス管等が埋設されている場所で作業する場合は、各会社の立会いのうえ、土木工事の位置を査定します。

会社、ガス会社の立会いのうえ、人力で管の位置を試掘します。



②道路脇、民家先での作業の場合には通行人等の第三者の安

厚生労働省

石川労働局

本ページへ お問い合わせ よくあるご質問 サイトマップ

Google カスタム検索 検索

統計情報 窓口案内 労働局について

石川労働局 各種法令・制度・手続き 安全衛生監査 車両系建設機械による危険防止対策について

車両系建設機械による危険防止

車両系建設機械による危険防止対策について

車両系建設機械（以下参照）を使用する作業は、人身事故の様々な危険があることから、労働安全衛生法及び労働安全衛生規則で様々な規範が適用されています。

法改正・制度改正のご案内

労働基準関係

QRコード

法令上の車両系建設機械による危険防止対策

作業計画の様式例（記載例付きのエクセルファイル（石川労働局版））



建設防災は労働災害防止団体法に基づき設立された団体です

 建設業労働災害防止協会(建災防)

建設業労働災害防止規程の解説（令和5年12月）

建設業労働災害防止規程の解説（令和5年12月）

[建設業労働災害防止規程の解説（全体版）\(PDF\) \[66.3MB\]](#)

[1 表紙\(PDF\) \[402KB\]](#)

[2 屏-目次\(PDF\) \[626KB\]](#)

[9 第6章 車両系建設機械、高所作業車、クレーン、移動式クレーン等による危険の防止\(PDF\) \[12.5MB\]](#)



本日の内容

最近の法改正について

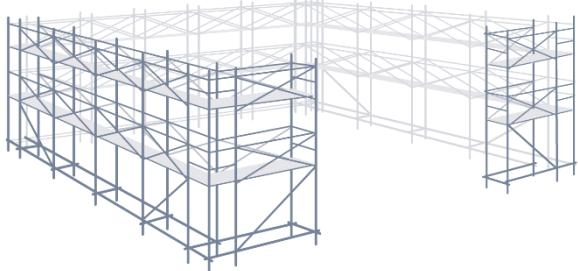
ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

足場からの墜落防止措置が強化されます

● 改正労働安全衛生規則 令和5年10月1日から順次施行 ●



厚生労働省では足場に関する法定の墜落防止措置を定める労働安全衛生規則を改正し、足場からの墜落防止措置を強化しました。令和5年10月1日（一部規定は令和6年4月1日）から順次施行します。

改正のあらまし

① 一側足場の使用範囲が明確化されます

幅が1メートル以上の箇所において足場を使用するときは、原則として本足場を使用することが必要になります。

② 足場の点検時には点検者の指名が必要になります

事業者及び注文者が足場の点検（つり足場を含む。）を行う際は、あらかじめ点検者を指名することが必要になります。

③ 足場の組立て等の後の点検者の氏名の記録・保存が必要になります

足場の組立て、一部解体、変更等の後の点検後に、点検者の氏名を記録・保存することが必要になります。

また、労働災害防止対策を確実に実施するため、安全衛生経費については適切に確保してください。



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

建設工事従事者の安全及び健康の確保のために 安全衛生経費の適切な支払いが必要です

建設業における労働災害の発生状況は、長期的に減少傾向にあるものの、いわゆる一人親方等を含めた建設工事従事者全体では、墜落災害をはじめとする建設工事の現場での災害により、年間約400人もの尊い命が亡くなっています。

労働安全衛生法は元請負人及び下請負人に労働災害防止対策を義務づけており、それに要する経費は元請負人及び下請負人が義務的に負担しなければならない費用であり、建設業法第19条の3に規定する「通常必要と認められる原価」に含まれるものです。建設工事請負契約はこの経費を含む金額で締結することが必要です。

● 労働災害防止対策の実施者及び経費負担者の明確化の流れ

(1) 元請負人による見積条件の提示

元請負人は、見積条件の提示の際、労働災害防止対策の実施者及びその経費の負担者の区分を明確化し、下請負人が自ら実施する労働災害防止対策を把握でき、かつ、その経費を適正に見積もることができるようしなければなりません。

(2) 下請負人による労働災害防止対策に要する経費の明示

下請負人は、元請負人から提示された見積条件とともに、自らが負担することとなる労働災害防止対策に要する経費を適正に見積った上、元請負人に提出する見積書に明示する必要があります。

(3) 契約交渉

元請負人は、「労働災害防止対策」の重要性に関する意識を共有し、下請負人から提出された労働災害防止対策に要する経費」が明示された見積書を尊重しつつ、建設業法第18条を踏まえ、対等な立場で契約交渉をしなければなりません。

(4) 契約書面における明確化

元請負人及び下請負人は、契約内容の書面化に際して、契約書面の施工条件等に、労働災害防止対策の実施者及びそれに要する経費の負担者の区分を記載し明確化するとともに、下請負人が負担しなければならない労働災害防止対策に要する経費については、他の経費と切り離し難いものを除き、契約書面の内訳書などに明示することが必要です。

国土交通省では、安全衛生経費が下請負人まで適切に支払われるよう、令和4年度より、学識経験者、建設関係団体等のご協力を得て「安全衛生対策項目の確認表及び標準見積書に関するWG」を設置し、安全衛生対策項目の確認表、安全衛生経費を内訳として明示するための「標準見積書」の作成・普及に向けた取組を進めています。「安全衛生対策項目の確認表及び標準見積書に関するWG」での議論や成果等は、順次、以下のHPで公表します。

https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/const/anzensei.html



【問合せ先】

（足場からの墜落防止措置）お近くの[労働局](#)又は[労働基準監督署](#)にお問い合わせください。

（安全衛生経費について）国土交通省 不動産・建設経済局 建設市場整備課 専門工事業・建設関連業振興室

電話番号：03（5253）8111（内線24813／24816）

労働安全衛生法（安衛法）の保護対象に関する考え方と最高裁判決

安衛法の規定とこれまでの考え方

- 安衛法は、職場における労働者の安全と健康を確保することを目的としており、これまでこの法律により保護すべき対象は、事業者に雇用されている「労働者」と位置付け、運用してきた。

<参考>労働安全衛生法
(目的)

第1条 この法律は、労働基準法と相まって、労働災害の防止のための危害防止基準の確立、責任体制の明確化及び自主的活動の促進の措置を講ずる等その防止に関する総合的計画的な対策を推進することにより職場における労働者の安全と健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進することを目的とする。

最高裁
判決

最高裁の判断

対象は労働者に限定されていない（一人親方も対象）

- 建設作業で石綿（アスベスト）にばく露し、肺がん等に罹患した元労働者や一人親方が、国を相手取り、規制が十分であったかが争われた「建設アスベスト訴訟」の最高裁判決において、石綿の規制根拠である安衛法第22条は、労働者だけでなく、同じ場所で働く労働者でない者も保護する趣旨との判断がされた。

<最高裁判決の論拠>

- ・ 第1条の目的規定には、「快適な職場環境の形成を促進」とされており、その対象は労働者に限定していないこと。
- ・ 石綿等の有害物に対する措置を事業者に義務付けている第22条では、その保護対象を労働者に限定していないこと。

<参考>労働安全衛生法

第22条 事業者は、次の健康障害を防止するため必要な措置を講じなければならない。

- 一 原材料、ガス、蒸気、粉じん、酸素欠乏空気、病原体等による健康障害
- 二 放射線、高温、低温、超音波、騒音、振動、異常気圧等による健康障害
- 三 計器監視、精密工作等の作業による健康障害
- 四 排気、排液または残さい物による健康障害

「労働者」とは書いていない

改正の趣旨

多様な人材が安全に、かつ安心して働き続けられる職場環境の整備を推進するため、個人事業者等に対する安全衛生対策の推進、職場のメンタルヘルス対策の推進、化学物質による健康障害防止対策等の推進、機械等による労働災害の防止の促進等、高年齢労働者の労働災害防止の推進等の措置を講ずる。

改正の概要

1. 個人事業者等に対する安全衛生対策の推進【労働安全衛生法】

既存の労働災害防止対策に個人事業者等も取り込み、労働者のみならず個人事業者等による災害の防止を図るため、

- ① 注文者等が講すべき措置（個人事業者等を含む作業従事者の混在作業による災害防止対策の強化など）を定め、併せてILO第155号条約（職業上の安全及び健康並びに作業環境に関する条約）の履行に必要な整備を行う。
- ② 個人事業者等自身が講すべき措置（安全衛生教育の受講等）や業務上災害の報告制度等を定める。

2. 職場のメンタルヘルス対策の推進【労働安全衛生法】

- ストレスチェックについて、現在当分の間努力義務となっている労働者数50人未満の事業場についても実施を義務とする。その際、50人未満の事業場の負担等に配慮し、施行までの十分な準備期間を確保する。

3. 化学物質による健康障害防止対策等の推進【労働安全衛生法、作業環境測定法】

- ① 化学物質の譲渡等実施者による危険性・有害性情報の通知義務違反に罰則を設ける。
- ② 化学物質の成分名が営業秘密である場合に、一定の有害性の低い物質に限り、代替化学名等の通知を認める。
なお、代替を認める対象は成分名に限ることとし、人体に及ぼす作用や応急の措置等は対象としない。
- ③ 個人ばく露測定について、作業環境測定の一つとして位置付け、作業環境測定士等による適切な実施の担保を図る。

4. 機械等による労働災害の防止の促進等【労働安全衛生法】

- ① ボイラー、クレーン等に係る製造許可の一部（設計審査）や製造時等検査について、民間の登録機関が実施できる範囲を拡大する。
- ② 登録機関や検査業者の適正な業務実施のため、不正への対処や欠格要件を強化し、検査基準への遵守義務を課す。

5. 高齢者の労働災害防止の推進【労働安全衛生法】

- 高年齢労働者の労働災害防止に必要な措置の実施を事業者の努力義務とし、国が当該措置に関する指針を公表することとする。 等このほか、平成26年改正法において改正を行った労働安全衛生法第53条について、規定の修正を行う。

施行期日

令和8年4月1日（ただし、1①の一部は公布日、4②は令和8年1月1日、3③は令和8年10月1日、1②の一部は令和9年1月1日、1①及び②の一部は令和9年4月1日、2は公布後3年以内に政令で定める日、3①は公布後5年以内に政令で定める日）

事業主・労働災害防止団体の皆さん

労働安全衛生法及び作業環境測定法 改正の主なポイントについて

令和8(2026)年1月1日から段階的に施行※されます

※一部は公布日(令和7年5月14日)に施行済み

多様な人材が安全に、かつ安心して働き続けられる職場環境の整備を推進するため、個人事業者等に対する安全衛生対策の推進や、職場のメンタルヘルス対策の推進などの措置を行う改正を行いました。

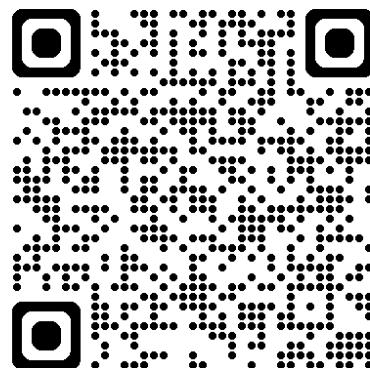
1 個人事業者等の安全衛生対策の推進

労働者と同じ場所で働く個人事業者等を労働安全衛生法による保護の対象及び義務の主体として位置づけ、注文者等や個人事業者等自身が講ずべき各種措置を定めました。

(1) 注文者等の配慮

R7.5.14施行

労働安全衛生法第3条第3項に規定されている注文者などへの注文時の施工方法や工期などに対する配慮規定について、今回の法改正により、こうした規定が建設工事以外の注文者にも広く適用されることを明確化しました。



リーフレット
は、ここから
ダウンロード

1 個人事業者等の安全衛生対策の推進

労働者と同じ場所で働く個人事業者等を労働安全衛生法による保護の対象及び義務の主体として位置づけ、注文者等や個人事業者等自身が講ずべき各種措置を定めました。

(1) 注文者等の配慮

R7.5.14施行

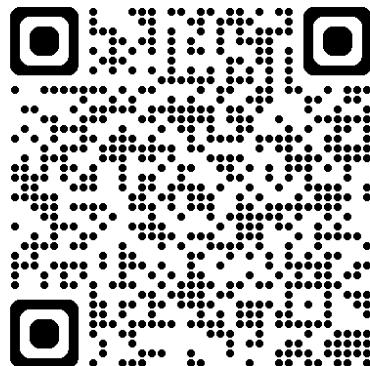
労働安全衛生法第3条第3項に規定されている注文者などへの注文時の施工方法や工期などに対する配慮規定について、今回の法改正により、こうした規定が建設工事以外の注文者にも広く適用されることを明確化しました。

建設工事の注文者その他の仕事を他人に請け負わせる者（ここでいう注文者は元請けに限らず、施主や関係請負人も含まれる）は、施工方法、作業方法、工期、納期等について、安全で衛生的な作業の遂行を損なうおそれのある条件を付さないように配慮しなければならない。となりました。

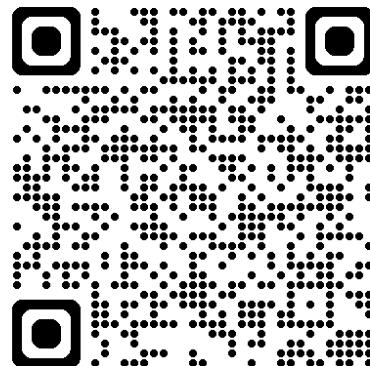
無理な工期、無理な納期の設定や変更、
当初予定していなかった条件を注文後に付加する等

※ ①作業場所、②作業方法、③作業に使用する機械・設備等、
④作業に使用する原材料等、⑤作業時間帯等
を指定する場合には、指定内容に応じ、安全衛生上、留意すべき情報等
を明示する等の配慮が必要であること。

また、指定内容によって安全衛生上必要となる教育・研修の受講等に要した費用についても安全衛生経費として計上するなどの配慮が必要であること。とされました。



リーフレット
は、ここから
ダウンロード



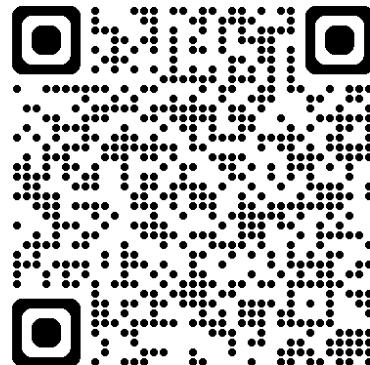
リーフレット
は、ここから
ダウンロード

(2) 混在作業場所における元方事業者等への措置義務対象の拡大 R8.4.1施行

(特定)元方事業者が混在作業場所において、自社及び関係請負人等に雇用されている労働者の災害防止のために講ずべき必要な指導や連絡調整等の措置について、その対象が当該労働者から個人事業者等を含む**作業従事者**に拡大されました。

また、政令で定めつゝに機械等または建築物を他の事業者に貸与する者が災害防止のために講ずべき措置について、個人事業者等に貸与する場合にも当該措置を講ずることとされました。

- 一の場所において、事業を行う者が行う仕事の作業に従事する全ての者を「**作業従事者**」と位置付けた。
- 統括安全衛生責任者、店舗安全衛生管理者を選任しなければならない場合を、労働者以外の作業従事者も含めて、一の場所で作業を行う者が政令で定める数以上の場合とした。
- 労働者の救護の措置について、全ての作業従事者を対象に改めた。
- 特定元方事業者等の講ずべき措置の対象を労働者に限らず、作業従事者を対象とした。
- 元方事業者は、関係請負人及び関係請負人の労働者に限らず、作業従事者についても、法違反がないように必要な指示を行わなければならないとした。
- 作業従事者は当該指示に従わなければならぬとした。



リーフレット
は、ここから
ダウンロード

1

(1)

(2)

(3)

(4)

2025年(令和7年)9月8日(月曜日)

(1)

第20269号

労働政策審議会(厚生労働大臣の諮問機関)は、福岡県磨厚労相が5月付で諮問した建設業での一人親方など個人事業者(フリーランス)等の業務上災害報告制度を創設する「労働安全衛生規則(安衛規則)」および労働者派遣事業の適正な運営の確保および派遣労働者の保護等に関する法律施行規則(派遣法施行規則)改正省令案要綱」を同日の安全管理分科会で審議した結果、「妥当と認める」と答申

(1) 個人事業者等の災害報告

労働政策審議会(厚生労働大臣の諮問機関)は、福岡県磨厚労相が5月付で諮問した建設業での一人親方など個人事業者(フリーランス)等の業務上災害報告制度を創設する「労働安全衛生規則(安衛規則)」および労働者派遣事業の適正な運営の確保および派遣労働者の保護等に関する法律施行規則(派遣法施行規則)改正省令案要綱」を同日の安全管理分科会で審議した結果、「妥当と認める」と答申

(2) 安衛規則など妥当と答申

労働政策審議会(厚生労働大臣の諮問機関)は、福岡県磨厚労相が5月付で諮問した建設業での一人親方など個人事業者(フリーランス)等の業務上災害報告制度を創設する「労働安全衛生規則(安衛規則)」および労働者派遣事業の適正な運営の確保および派遣労働者の保護等に関する法律施行規則(派遣法施行規則)改正省令案要綱」を同日の安全管理分科会で審議した結果、「妥当と認める」と答申

(3) 個人事業者等の災害報告

労働政策審議会(厚生労働大臣の諮問機関)は、福岡県磨厚労相が5月付で諮問した建設業での一人親方など個人事業者(フリーランス)等の業務上災害報告制度を創設する「労働安全衛生規則(安衛規則)」および労働者派遣事業の適正な運営の確保および派遣労働者の保護等に関する法律施行規則(派遣法施行規則)改正省令案要綱」を同日の安全管理分科会で審議した結果、「妥当と認める」と答申

(4) 安衛規則など妥当と答申

労働政策審議会(厚生労働大臣の諮問機関)は、福岡県磨厚労相が5月付で諮問した建設業での一人親方など個人事業者(フリーランス)等の業務上災害報告制度を創設する「労働安全衛生規則(安衛規則)」および労働者派遣事業の適正な運営の確保および派遣労働者の保護等に関する法律施行規則(派遣法施行規則)改正省令案要綱」を同日の安全管理分科会で審議した結果、「妥当と認める」と答申

労政審 安衛規則など妥当と答申

個人事業者等の災害報告

5月14日公布)

28

による保護の対象及び義務の主な各種措置を定めました。

R7.5.14施行

の注文時の施工方法や工期などに対する建設工事以外の注文者にも広く適用

業務対象の拡大 R8.4.1施行

請負人等に雇用されている労働者のについて、その対象が当該労働者から

貸与する者が災害防止のために講ずることとされました。

R9.1.1施行

状況などについて、厚生労働省に報告

車する法令等により示すこととしている

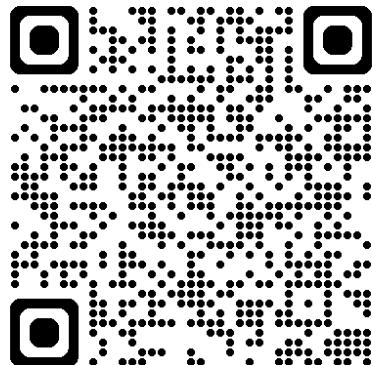
R9.4.1施行

業を行う場合に、①構造規格や安全に対する定期自主検査の実施、③危険としました。

(4)個人事業者等自身への義務付け

R9.4.1施行

個人事業者等自身に対して、労働者と同一の場所において作業を行う場合に、①構造規格や安全装置と不備しない機械などの使用の禁止、②特定の機械などに対する定期自主検査の実施、③危険・有害な業務に就く際の安全衛生教育の受講などを義務付けることとしました。



リーフレット
は、ここから
ダウンロード

- 「事業を行う者で、労働者を使用しないもの」を、個人事業者として、安衛法に位置付けた。（法第31条の3）
- 事業者が講じる措置の順守義務（罰則の適用を受ける作業従事者）について定義付けされた。（法第26条）
- 自ら当該機械等を使用して、労働者と同一の場所において仕事の作業を行う場合の構造規格や安全装置を具備していない機械等の使用禁止（法第42条）
- 労働者と同一の場所において危険又は有害な業務に就くときは、当該業務に関する安全又は衛生のための特別の教育を受けなければならない（法第59条4項）

労働安全衛生法 新旧対照表（主な変更 1 2）

30

新	旧
<p>(高年齢者の労働災害防止のための措置)</p> <p>第六十二条の二 事業者は、高年齢者の労働災害の防止を図るために、高年齢者の特性に配慮した作業環境の改善、作業の管理その他の必要な措置を講ずるように努めなければならない。</p> <p>2 厚生労働大臣は、前項の事業者が講すべき措置に関するものとして、適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。</p> <p>3 厚生労働大臣は、前項の指針に従い、事業者又はその団体に対し、必要な指導、援助等を行うことができる。</p> <p>○近年の労働災害増加の大きな原因となっている、高年齢者の労働災害防止のため、高年齢労働者の労働災害防止に必要な措置の実施を事業者の努力義務とし、国が当該措置に関する指針を公表することとした。</p>	<p>(高年齢者の労働災害防止のための措置)</p> <p>(新設)</p>

- 事業者は、高年齢者の労働災害の防止を図るために、高年齢者の特性に配慮した作業環境の改善、作業の管理その他必要な措置を講ずるように努めなければならないものとされた。
- また、令和2年3月16日付け基安発0316第1号「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」の策定についての通達によりエイジフレンドリーガイドラインが示されているが、このガイドラインで求められているような対応を企業の努力義務とした上で、現在のガイドラインについて法律上の根拠を与えることでその適切かつ有効な実施を図ることとされた。

(参考)高年齢労働者(60歳以上)の労働災害全体に対する割合 (東京労働局管内)

H21	H26	R1	R2	R3	R4	R5	R6(速報値)
19%	21%	24%	25%	25%	27%	26%	28%

詳しくは

ひとくらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

本文へ お問い合わせ窓口 よくある御質問 サイトマップ
Google カスタム検索

テーマ別に探す 報道・広報 政策について 厚生労働省について 統計情報・白書 所管の法令等 申請・

ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 雇用・労働 > 労働基準 > 安全・衛生 > 労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律

労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律（令和7年法律第33号）

「労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律」が第217回国会で成立し、令和7年5月14日に公布されました（令和7年法律第33号）。このページでは、改正労働安全衛生法等についての情報を順次掲載していきます。

改正法令

労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律（令和7年法律第33号）

- [PDF 概要 \[1.4MB\] ↗](#)
- [PDF 要綱 \[224KB\] ↗](#)
- [PDF 条文 \[265KB\] ↗](#)
- [PDF 新旧対照条文 \[526KB\] ↗](#)

関連通達等

労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律について（令和7年5月14日付け基発0514第1号）[314KB] ↗

リーフレット

労働安全衛生法及び作業環境測定法改正の主なポイントについて [5]

- ▶ 政策について
- 分野別
- ▶ 健康・医療
- ▶ 福祉・介護
- ▼ 雇用・労働
- ▶ 雇用
- ▶ 人材開発
- ▶ 労働基準
- ▶ 雇用環境
- ▶ 非正規雇用・派遣
- ▶ 未開拓市場
- ▶ 政府開発援助

ひとくらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

ホーム

本文へ お問い合わせ窓口 よくある御質問 サイトマップ
Google カスタム検索

テーマ別に探す 報道・広報 政策について 厚生労働省について 統計情報・白書 所管の法令等 申請・

ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 雇用・労働 > 労働基準 > 安全・衛生 > 個人事業者等の安全衛生対策について

個人事業者等の安全衛生対策について

概要等

労働安全衛生法は、「職場における労働者の安全と健康を確保する」（同法第1条）ことを一義的な目的としており、これまで労働安全衛生行政は、労使関係の下での労働者の安全衛生の確保を目的として様々な施策を講じてきましたに加え、個人事業者等の安全衛生対策については、これまで関係省庁との連携の下で、デリバリーサービスにおける交通事故防止対策についての周知啓発等の個別分野対策に取り組んできたところです。

一方、令和3年5月に出された石綿作業従事者等による国家賠償請求訴訟の最高裁判決では、労働安全衛生法第22条の規定について、労働者と同じ場所で働く労働者以外の者も保護する趣旨であるとの判断がなされたことを踏まえ、令和4年に請負人や同じ場所で作業を行う労働者以外の者に対しても労働者と同等の保護措置を講じることを事業者に義務付ける改正を行いました。

この省令改正について検討を行った労働政策審議会安全衛生分科会において、安衛法第22条以外の規定について労働者以外の者に対する保護措置をどうするべきかなどについて、別途検討することとされたほか、個人事業者、中小企業事業主等についても業務上の災害が相当数発生している状況があることから、労働者以外の者も含めた業務上の災害防止を図るため、学識経験者、労使関係者による検討会を開催し、個人事業者等に関する業務上の災害の実態把握、実態を踏まえ災害防止のために有効と考えられる安全衛生対策のあり方について検討を行い、検討会報告書を取りまとめています。

・個人事業者等に対する安全衛生対策のあり方に関する検討会

PDF 「個人事業者等に対する安全衛生対策のあり方に関する検討会」報

労働安全衛生規則等の一部改正（2025年4月～）

労働安全衛生規則等の改正で、危険箇所での作業の一部を請け負わせ者以外の人に対しても、労働者と同等の保護が図られるよう、労働安全の危険性に対処するものに関する措置として、退避や危険箇所への立入付けられます。

○改正省令

PDF 「労働安全衛生規則等の一部を改正する省令（厚生労働省令第80号）」

○関係通達等

PDF 「労働安全衛生規則等の一部を改正する省令の施行等について（令和6年4月30日付け基発0430第4号）」[931K]

ひとくらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

建設業の安全衛生対策の推進について

2025年8月版
東京労働局安全課
各労働基準監督署

令和7年度 建設業における安全衛生対策の推進について

東京労働局管内の建築業における労働災害は、長期的には減少傾向を示しておりますが、近年増加傾向となっています。また、重篤な墜落・転落災害が発生しているなど、自主的な安全衛生管理活動の一層の推進が求められております。

労働災害は本来あってはならないものであり、特に死亡災害を発生させないためには、経営トップの強い意識のもと、不断の取組が必要です。

つきましては、建設業の労働災害の防止を図るため、当局でお示ししております特に留意すべき4つの重点事項（決意表明、管理活性化、高所対策、教育強化）4Kや、厚生労働省から毎年示されています建設業の安全衛生対策に係る「留意事項」について、労働安全衛生のための活動を行うなど、自主的な安全衛生管理活動の一層の推進が図られますよう、お願いいたします。

東京労働局管内の建設業における死傷災害発生状況

年	死亡災害	休業4日以上の死傷災害
R元年	13	1215
R2年	12	978
R3年	24	978
R4年	26	1088
R5年	17	1099
R6年	11	1035

※ 新型コロナウイルス感染症による患者を除く

Safework TOKYO
～トップが発信！ みんなで宣言
一人一人が「安全・安心」～
第14次労働災害防止計画推進中

厚生労働省HP

東京労働局HP

建設業における安全対策

令和7年度における建設業の安全衛生対策の推進について

1 労働者の安全確保のための対策

(1) 墜落・転落灾害防止対策

一側足場の使用範囲の明確化、足場の点検を行化などを内容とする改正労働安全衛生規則（令和5年12月26日最終改正）の全面施行に関するガイドライン（平成15年4月1日付けより年12月26日最終改正）の策定等を踏まえ次の対策ア 足場等からの墜落・転落防止対策

【厚生労働省が行うこと】

建設業における墜落・転落による死者数の約2割が足場に関連したものとなっている。こうした災害を防止するため、幅が1メートル以上の箇所における本足場の使用の徹底、足場の点検時の点検者の指名の徹底等、改正安衛則（足場関係）に基づく措置の一層の徹底を図る。また、あらゆる機会を活用し、改正「手すり先行工法に関するガイドライン」の周知を図り、その普及・定着を促進する。

また、特に木造家屋等低層住宅建築工事においては、墜落・転落災害が多発していることから、建設業労働災害防止協会（以下「建災防」という。）が作成した「木造家屋等低層住宅建築工事墜落防止標準マニュアル」（令和6年3月）の周知とその定着に取り組む。

【事業者が行うこと】

改正安衛則（足場関係）に基づき、本足場の使用や、足場の点検者の指名等の措置を講じるとともに、改正「手すり先行工法に関するガイドライン」に基づく措置を適切に講ずること。また、墜落・転落災害の防止に関するリスクアセスメントに取り組むこと。

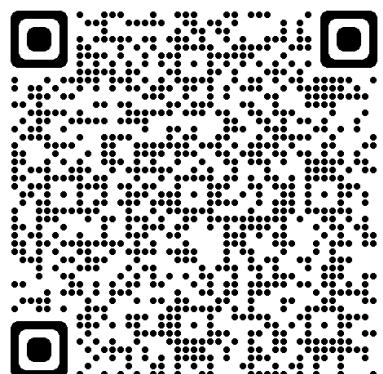
さらに、「足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱」（平成24年2月9日付け基安発0209第2号、令和5年3月14日最終改正）に基づき、わく組足場における「上さん」の設置、「足場等の種類別点検チェックリスト」の活用、足場の組立て等の後の点検について、十分な知識・経験を有する者による点検の実施に取り組むこと。

木造家屋等低層住宅建築工事においては、「木造家屋等低層住宅建築工事墜落防止標準マニュアル」に基づく措置を適切に実施すること。

イ はしご・脚立からの墜落・転落防止対策

【厚生労働省が行うこと】

建設業における墜落・転落による死傷者数のうち、はしご・脚立から



東京労働局
ホームページ



ご安全に！

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan